

未承認等の医薬品および医療機器の使用について

医薬品及び医療機器は、法律（医薬品医療機器等法）に基づいて厚生労働省で承認された方法で使用することが求められており、その内容は添付文書に記載されています。しかし、治療の必要上、承認内容とは必ずしも一致しない方法で使用すること（適応外使用等といいます）もあります。その場合は、病院内の会議で学術上の根拠と医薬品又は医療機器の作用に基づいて使用の必要性があるか、有効性や安全性等を審査し、承認の上で使用することとしています。

適応外使用等を行う場合、通常は医療者が文書又は口頭で説明し、患者さんの同意を得ます。しかし、科学的に相当の根拠があり、倫理的な問題が極めて少なく、患者さんに有益であると考えられる使用の際は、病院ホームページにて情報を公開することにより、文書又は口頭による説明・同意取得を例外的に簡略化することを、病院内の会議で承認しています。

これらの治療に関して希望されない場合やご質問がある場合は、各治療の説明資料に記載された問い合わせ先までご連絡ください。なお、これら治療について同意できない場合でも、診療において不利益を被ることはありません。

院内で承認された治療法

詳細は、「詳細はこちら」をご確認ください

実施内容	対象者	承認日	承認期間	
高濃度カリウム注射製剤を用いたカリウム補正	当院で治療を受ける重症な低カリウム血症を呈した患者	2019.12.16	2019.12.16 ～永続	詳細は こちら